

離婚後の子の扶養料の一括払い

——カナダのコモン・ロー諸州にみる——

目次

- 一 はじめ——わが国の事情
- 二 カナダの諸州にみる子の扶養料の一括払い
- ブリティッシュ・コロンビア州
　　■ アルバータ州
　　■ マニトバ州
　　■ サスカチエワーン州
　　■ オンタリオ州
- 三 おわりに

村

井

衡

平

—はじめに——わが国の事情

離婚した夫婦の間に未成熟の子があるとき、離婚後の夫婦間の扶養料および両親と子との間の扶養の問題が生じてくる。ここで後者についてみれば、親子関係にもとづく扶助の義務および監護・教育の義務から要請されるもので、相手方の生活を自分の生活の一部として維持し、自分と同じ程度の生活を相手方に保障することを意味している。これは生活保持の義務とよばれている。両親の子に対する扶養義務はここにいう生活保持の義務であるから、両親は自分と同一の生活を子に保持させるのに必要な程度の扶養料を子に支払わなければならない。ここで扶養料の支払方法が問題として登場してくる。

支払方法は二つに分けられる。一つは定期給付の方法であり、週ごとまたは月ごとに、しかも事前に支払う方法であり、もう一つは全額を一括して前払いしてしまう方法である。ところで、人を扶養することは、つねに現在の時点で必要であるし、それのみが可能である。扶養の必要性は、時の経過によつて時々刻々と消滅し、不要になるといわれる。必要な時点で履行しなければ無意味であり、過ぎ去つた過去の生活を、いまになつて扶養することは不可能といわなければならない。このように考えれば、子の扶養料の支払方法も原則として事前の定期給付が妥当ということにならう。ところが、ときには、自分の側に資力の乏しい一方の親が子の監護者または親権者となる場合に、子を自分の手許で養育することを切望するため、扶養料として少額の一時金の支払いをつけ、その後は一切請求しないことにし、また他方の親もそれによつて子の扶養料の問題を解決しようとし、ここで両者のおもわくが一致する例も予想される。これをどのように考えるか、大きな問題となる。

裁判所はこの問題についてどのような判断をしているであろうか。昭和三十一年六月二十六日の東京高裁の決定によれば、「元来未成熟の子に対する養育費は、その子を監護・養育してゆくに必要とするものであるから、毎日その月分を支給するのが通常の在り方であつて、これを一回にまとめて支給したからといって、その間における扶養義務者の扶養義務が終局的に打切りになるものではなく、また遠い将来にわたる養育費を現在において予測計算することも甚だしく困難であるから、余程の事情がない限り、これを一度に支払うことを命ずべきではない」としている。また、昭和三十二年五月十三日の仙台家裁の審判によれば、向う四、五年分の一括支給の請求に対し、「将来の扶養料の一括支給を求めていたが、その要求は、扶養の性質上、これを容認できない」としていた。いずれも子の扶養料の一括払いを認めていない。

しかし、時を経て、昭和五十五年一月二十四日の長崎家裁の審判によれば、「監護費用は、毎月その月分を支給するのを原則とし、将来に亘る分の一括払いを相当とする特段の事情があるときは、例外的にこれを肯定すべきものと解釈するのが相当である」と判断したうえで、「義務者は、現在大学付属病院の勤務医をしているも将来は台湾に帰国して開業する予定であり、その時期は未確定であること……に照らし、将来にわたり養育費の定期の給付義務の履行を期待し得る蓋然性は乏しいと推認されるから、一括払いを相当とする特段の事情があるとして例外的にこれを肯定するのが相当である」と認めるにいたつていて、つまり、子の扶養料の支給はあくまでも定期給付が原則であるとしながら、履行確保という見地からそれを相当とする特段の事情がある場合には、一括払いの合意をすることも可能とする見解が示されることになった。そして、一括払い一・二〇〇万円の請求に対し、五〇〇万円が認容された。これを平成十年の物価に換算すれば、六七一七・〇〇〇円になるという。⁽⁴⁾

昭和三十四年以降、平成十年にいたるまで、家庭裁判所の審判事件で一括払いを認めたのは右の一件のみであ

るが、他方において、平成十年度に調停によるものとして、〇才から五才までは一十九件、六才から十四才までは五十七件、十五才から十九才までは十三件、全体として一四四件を数えている。⁽⁶⁾つまり、子の扶養料の一括払いの問題は調停の段階でほとんど解決されているため、審判または訴訟による例はほとんど見当らない。このようないきな事情のもとで、最近、平成九年四月十日の最高裁第一小法廷の判決が、「離婚前であつても父母が別居し共同して子の監護に当たることができない場合には、子の監護に必要な事項としてその費用の分担についての定めをする点において、離婚後の場合と異なるところがないのであって、離婚請求を認容するに際し、離婚前の別居期間中における監護費用の分担についても一括して解決するのが、当事者にとって利益となり、子の福祉にも資する……」⁽⁷⁾と判断し、将来に向つてのみでなく、過去にさかのぼつての一括払いも命じているのが注目される。

離婚後の子の扶養料の一括払いをわが国についてみれば右のとおりである。ところで、筆者はこれまでカナダのコモン・ロー諸州について、離婚後の子の扶養料に関するいくつかの問題を検討してきた。⁽⁸⁾本稿ではこれらの延長線上で、とくに子の扶養料の一括払いを裁判所が果してどのように判断しているか、主として一九八〇年代の後半から一九九〇年代の前半までの事例をみるとしよう。

- (1) 家裁月報八巻七号四六頁。
- (2) 家裁月報九巻五号七一頁。
- (3) 家裁月報三四巻二号一六四頁。
- (4) 判例解説「家事審判法」法曹会一五六頁。
- (5) **[2]** 家事財産給付便覧 家事実務研究会編 一三二二頁。

離婚後の子の扶養料の一括払い

- (6) 家事財産給付便覧・前掲一二〇七頁—一二〇八頁。
- (7) 判例時報一九三号一頁。
- (8) 村井「子の扶養料と離婚手続の停止」神戸学院法学二九巻一号三五頁以下。同「離婚後の子の扶養料算定のガイドライン」神戸学院法学二九巻二号一頁以下。同「離婚後の子の扶養料の変更」神戸学院法学二九巻三号一頁以下参考照。
- ### 二 カナダの諸州にみる子の扶養料の一括払い
- 子のための扶養料の支払いは、さきにみたように定期給付の方法を原則とする。週ごとまたは月ごとに、しかも事前に支払う方法である。これに対し、いわば例外として、全額を一括して前払いする方法も認められる。だが、これはあくまでも例外的な方法と考えられるから、これを認めるためには、なんらか、それを正当とする理由が存在しなければなるまい。参照できた事例のなかに、一括払いを認めるに当つて考慮すべき事格を指摘したもののがみられる。アルバータ州の *Zielke v. Zielke* (一九八三)⁽¹⁾ 事件で裁判所はその内容を次のように説明している。
- 1 一括払いをする目的が子の扶養料を準備するためである。
 - 2 一括払いが子のための財産を創設するような効果をもたないよう、注意を払うべきである。
 - 3 一括払いが使い果される前に不慮の事故で子が死亡したときの処置を、命令のなかで定めておく必要がある。

4 子の扶養料の一括払いをなんとかして推定する方法は存在しない。

5 扶養料の一括払いが妥当かどうかを決定するについては、主として子の福祉を考慮すべきである。

6 一括払いをする親に対する命令の効果は、軽視されるべきではない。支払いが不适当に親に不利益を及ぼすとき、その損失は子のニーズに不利に処理されるべきである。

7 一括払いが生活費を稼ぐ親の力を損なう場合は、最も異例な事情のときを除いて、命じられるべきではない。

右のような説明から読み取れるのは、子のための扶養料の支払いは、あくまでも定期的な前払いを原則とし、一括払いは例外的な処置として認められるものであり、それを認めるに当つては充分な配慮をしなければならないというにほかならない。では、果してカナダのコモン・ロー諸州において、離婚後の子の扶養料の一括払いはどのよくな場合に認められ、またどのような場合に否定されているのか、以下、各州ごとに検討していく。

(一) R.F.L. 2d. vol. 30. p. 113.

□ ブリティッシュ・コロナビト州

① Donovan v. Donovan (一九八六) 事件⁽¹⁾

この事件において、夫婦は一九六一年に婚姻し、一九八四年に別居した。その時、妻は婚姻住居を離れた。夫および十九才と十六才（大学生と高校生）の二人の子は婚姻住居に残った。夫は年に三三三・〇〇〇ドルないし三四・〇〇〇ドルの収入がある。彼には母の遺産約一五・〇〇〇ドルが残っている。彼はまた婚姻住居の一部を賃

貸し、月に四五〇ドルを得てている。一方、妻は投資会社の受付係として、月に九二一〇ドルを得てている。彼女は誰かと生活を共にしており、費用を分担するが、彼女の健康状態は良くなく、まもなくフルタイムの仕事を止め、パートに代わらなければならないという。離婚手続において、夫は子の扶養料を請求し、妻は家族財産の分割を請求した。

裁判所はこれに対し、妻に子のための扶養料の一括払いを命じ、次のように判断している。すなわち、母には子の扶養を援助する義務がある。彼女の収入および債務を考えるとき、定期的な扶養料の支払いは実際的でない。しかしながら、彼女が家族財産約一五〇・〇〇〇ドルの分割により、財産セトルメントとして九六・〇〇〇ドルを受け取るならば、一〇・〇〇〇ドルを子の扶養料の一括払いとするることは充分に可能であるといふ。

(2) *Wiseman v. Wiseman* (一九八七)

この事件において、夫婦は一九五四年に婚姻し、一九七九年に別居し、同年九月に離婚した。一九八〇年四月、夫（失業保険金を月に五四六ドル受領）は、月に妻に二〇〇ドル、四人の子に一人一五〇ドルの扶養料支払いを命じられ、妻は夫婦共有住居（三二・五〇〇ドル）の占有権を与えられた。アルコール問題をかかえる夫は、預金を六・三〇〇ドルもつてゐるが、命令に従つた支払いをしない。一人で子を養育する責任を負わされた妻は、共有住居のローンを支払い、改装のため一八・〇〇〇ドルを支出した。その後、妻はフルタイム、年収二三・〇〇〇ドルの仕事を得たが、夫は福祉の世話をうけている。夫は未払金および今後の扶養料の取消および住居の売却を請求し、妻は子のための扶養料の一括払いを求めた。

裁判所はこれに対し、住居の売却、扶養料の一括払いを認めたが、未払金の減額請求は棄却し、次のように判断している。すなわち、夫が扶養料の支払いを怠るとき、定期的な支いに代え、最年少の子のため、扶養料の一

括払いを命じるのが適切であるという。

右にみた①および②の事例において、いずれも扶養料の一括払いが認められている。まず①では、明らかにされた事情からみると、妻に子の扶養料を定期的に支払わせることは無理と考えられる。しかし、約一九〇・〇〇ドルといわれる家族財産を分割し、妻が約半分を手に入れるならば、それ以降、妻が定期的に子の扶養料を支払うことも充分にできよう。だが、ここでは扶養料の一括払いが命じられた。裁判所はその支払いが不当に妻に不利益を及ぼすとも思われないし、生活費を稼ぐ妻の力を担うこともないと判断したのであろう。その金額からみて、この時点で一括払いすることも充分に可能である。子の福祉が考慮されていることはいうまでもない。

また、②では、離婚後、月に妻に一〇〇ドル、四人の子に一五〇ドルずつ、合計八〇〇ドルの扶養料の定期的な支払いを命じられた夫が支払わないことが問題となつた。夫には六・三〇〇ドルの預金があり、また失業保険金も受領しているが、これのみでは現実に子のために定期的に扶養料を支払うことは困難であろう。しかし、夫婦共有的住居は離婚によって夫の単独所有に帰したため、夫がその住居を売却処分すれば、四人の子のうち、いぜんとして扶養を必要とする一人のための扶養料の定期的な支払いも、一括払いも、いずれも可能であろう。だが、裁判所は夫の過去の行動からみて、この際、一括払いをさせるのが子の福祉のために妥当と判断したのである。

③ Edwards v. Edwards (一九九四) 事件⁽³⁾

この事件において、夫婦は一九六四年に婚姻し、一九八四年に離婚した。婚姻による二人の子のうち一人は知能が劣っているが、離婚判決は彼のために特別な定めはしなかつた。そこで、妻の申立により、子の扶養料として夫は月に四〇〇ドル支払うよう命じられた。子が十九才に達したとき、父は支払を停止した。当時、妻の年収

は一〇・〇〇〇ドルである。子は大学に進学する予定であり、パートタイムで月に三八〇ドル稼ぐことが期待される。夫は再婚し、年収七八・〇〇〇ドルである。彼の所有する不動産は五〇〇・〇〇〇ドル。母は子の扶養料の遡及的な一括払いおよび彼女が夫の援助なしに支払ってきた費用の補償を請求した。

裁判所はこれに対し、妻の請求を認め、扶養料について次のように判断している。すなわち、夫は彼が再婚し、新しい妻との間に二人の子があるにもかかわらず、子の扶養に貢献することができた。子はいぜんとして、一九八五年の離婚法第二条のもとで、「婚姻による子」として留まっている。同条によれば、「婚姻による子とは、夫婦または前夫婦二人の子であつて、問題となつてゐるときに、(a)十六才未満であるが、または(G)十六才以上であり、彼等の負担とされているが、しかし病氣・無能力その他の理由で、彼等の負担を免れたり、または生活必需品を得ることができない子を意味する」⁽⁴⁾としている。当面の場合、子は病氣とか無能力ではなく、高校に在学中で大学進学をめざして勉学中という意味で、いぜんとして婚姻による子に該当している。ここで、子の扶養料を両親の収入の割合に対比するとき、父は毎月、子の養育のために必要な一・〇〇〇ドルのうち、七〇〇ドルを負担すべきである。離婚法によれば遡及的な扶養料の支払いは適切である。母は彼女が子を一人で扶養してきた十二ヶ月の間の扶養料として四・二〇〇ドルを一括払いされるのを受領することができるべきであるという。

さきにみた①および②と異なり、③では夫婦双方にはいずれも収入があるが、夫の収入は妻のそれと比較して高額である。二人の子の扶養料を夫が負担するのに何の支障も存在しない。それにもかかわらず、父は子が十九才に達したとき、月四〇〇ドルの扶養料の支払いを停止してしまった。定期的な支払いが不能なのではなく、支払いができるにかかわらず、支払わない。そこで、母は余儀なく、子の扶養料を負担し、その遡及的な一括払いを請求する。そこで問題はその金額ということになるが、裁判所は夫婦双方の収入との対比で、父は一・〇

〇〇ドルのうち七〇〇ドルを負担すべきものとする。この額は、この時点から将来に向って支払うべき扶養料を指すものと思われる。したがつて、夫が支払わなかつた過去一年間の扶養料の一括払いとしては、四・二〇〇ドルは妥当なものであろう。

④ Henderson v. Henderson (一九八七) 事件⁽⁵⁾

この事件において、一九八四年の離婚訴訟で婚姻住居は一九八六年六月までに売却され、代金は夫婦間で分配することになつていていた。住居の売却により、夫は一九八六年六月までの子の扶養料として六・五〇〇ドルを一括払いすることになつており、同様にそれ以降、子のために月二十五ドルを扶養料として支払う予定である。子は十八才、十七才、十三才で、妻は最年長の子に扶養料請求権はないと認めていた。妻は他の二人の子の扶養料の一括払いおよび夫が扶養料その他の債務を履行するために家屋についてもつ権利を妻に譲渡するよう請求した。

裁判所は妻の請求を棄却し、次のように判断している。すなわち、子は学校に通学する間、定期的な扶養料をうける権利を有している。しかしながら、夫婦はたとえ彼等が別居していくなくとも、子のために大学教育を与えることは不可能であつたと思われるし、六、七年さきの計画が確実なものでないことを考えると、扶養料の一括払いは適切ではなかつた。さらに、裁判所はその間の変化を考慮するため、以前の財産の分配を変更する権利を有しており、妻によって企てられた命令の効果は、夫から住居についての権利を奪い、子のための扶養料とみせかけて妻に住居を与えることになるという。

ここでは、さきにみた四件と異なり、扶養料の一括払いは拒否されている。裁判所によれば、主たる理由は夫婦の財政状況からみて、一人の子に大学教育をうけさせることは不可能であつた点を指摘している。また、夫婦の所有する住居を売却処分すれば、代金を分配し、それまでの子の扶養料を夫が爾後に一括払いすることは可能

かも知れないが、もともと、一括払いは将来に向つて子の扶養料を準備するために行われるのが原則とされる。夫婦にとつて本来時間的に不可能なことを、住居の売却を機会に、いわば過去の扶養料の清算のために一括払いをするることは、すでに指摘された「最も異例な事情」に属するとみて、例外的に一括払いを認めてもよいのではあるまいか。だが、このことは、住居を売却し、夫婦がその代金を分配したうえで行われることが前提とされる。その範囲を越え、売却により夫が取得する代金をすべて妻に譲渡するのは、裁判所もいうように、子の扶養料とみせかけて妻に住居を与えるに等しい。妻の請求が斥けられたのも当り前と思われる。

(5) Orlando v.Orlando (一九八七) 事件⁽⁶⁾

この事件において、離婚仮判決により、夫は一人の子の扶養のため、月にそれぞれ四三三ドルを支払っている。だが、妻は一方的に子をバレー教室に登録し、それによつて増加した費用として年に一一・〇〇〇ドルを含めて子の扶養料を変更し、さらにすでに発生したバレー教室のための費用の返済のため、一括払いを請求した。

裁判所はこれに対し、子の扶養料を増額しながら、一括払いの請求を棄却し、次のように判断している。すなわち、離婚法のもとで、裁判所は遡及的に子の扶養料の支払いを命じる権限を与えてはいない。したがつて、母は彼女の支出した過去の費用を賠償してもらうために、一括払いを請求する権利はない。子にとって特別なニーズが生じ、これらのニーズに当てるために扶養料の支払いでは不充分であるとき、扶養料は増額されるであろう。このような修正に当つて、支払者の財政的な可能性が重要な要素になる。父は増加した費用に対応することはでききたが、主張されたような金額は支払うことができなかつた。したがつて、扶養料は彼の支払能力に応じて増加されるべきだという。

ここでは、子の通うバレー教室の費用が問題となつてゐる。この費用は、当初、夫が子の扶養料の支払いを合

意したとき、計算に入つていなかつた。その後、妻が子のいわば情操教育のため、子をバレー教室に通わせたものと思われる。この費用は本来の扶養料にプラスされるべき余分のものである。夫はこれを支払わず、未払いのまま残されている。そこで問題は妻が夫にその一括払いを遡及的に請求することができるかどうか。裁判所はこれを否定するが、もともと離婚法にこれを否定する明示の規定は存在しないし、さきに④にみたとおり、一括払いは将来に向つてなされるのを原則としながら、例外的にそれを認めるのが合理的と判断される場合も考えられる。ここで問題となる子のバレー教室の費用もこれに含めて扱うのが妥当ではなかろうか。とはいえ、夫に支払い能力がないと認められたため、一括払いもその効果を發揮することができなかつた。

⑥ Sequeira v. Sequeira (一九九二) 事件⁽⁷⁾

この事件において、夫婦は一九五八年に婚姻し、一九七九年に別居した。妻は四人の子の監護を託され、婚姻住居を独占的に使用している。夫は子のため月に六二六ドルの扶養料を支払うよう命じられたが、しばらくの後、不払いに落ち入つた。一九八二年に夫はうつ病のため働くことができず、職を失つた。妻はバスの運転手として働き、家計を支えた。原審は二四〇・〇〇〇ドルと評価される住居の八〇%を妻に分配し、夫の労働不能を理由に扶養料の未払額を一五・〇〇〇ドルに減額した。また夫に対し、妻のもとにある二人の子（大学生）のため一括払いの扶養料として八・〇〇〇ドル支払うよう命じた。

夫の控訴に対し、裁判所は控訴の一部を認容し、一括払いの請求を棄却し、次のように判断している。すなわち、原審のした婚姻住居の再評価は妥当であつたし、判決当日で評価したのも當を得てている。一九七九年以来、妻が一人で財産を維持・管理していたがゆえに、裁判所が妻の有利に八〇%を認めたことに誤りはなかつた。しかし、原審は未払額の全額を取消すことはできなかつたが、一九八二年以来、夫が労働不可能であつたという事

実認定に照らせば、年長の一人の子のための扶養料の一括払いは不適切であった。子は大学を卒業するまで自生活べく他の財政的な準備をすることができたはずだという。

（）では夫が労働不能の身となつたため、子の扶養料の未払分が減額されたのは相当な判断であろう。問題は一人の大学生のために扶養料の一括払いとして、夫に八・〇〇〇ドルの支払いが命じられたことにある。裁判所はこの金額を夫に対して、何によつて支払えというのであらうか。一四〇・〇〇〇ドルの住居を売却し、夫には一〇〇%として四八・〇〇〇ドルとなる。（）から未払金の一五・〇〇〇ドルを支払わせれば、残額が二五・〇〇〇ドルとなる。裁判所は労働不能の夫の手許に二五・〇〇〇ドルしか残らないことを承知したうえで、さらに二人の大学生のために八・〇〇〇ドルの一括払いを負担させようとする。この二人がまだ幼少の子であれば、事情に応して正当なものと考えられるかも知れないが、二人はすでに大学生である。婚姻による子であることは變りないが、もし八・〇〇〇ドルの一括払いを認めるならば、すでに指摘されたとおり、それは子のための財産を創設するような効果をもつことになるわけであるし、また不當に親に不利益を及ぼし、親の力を損なう結果となる（）に照らせば、（）とい認めることはでもまい。一人の大学生に自活をうながす裁判所の判断は当を得たものと云ふべきであらへ。

- (1) R.F.L. 3d. vol.5. p.1.
- (2) R.F.L. 3d. vol.8. p.447.
- (3) R.F.L. 4th. vol.7. p.105.
- (4) 村井「カナダの離婚法」神戸学院法学十八巻一・二号一二七頁。
- (5) R.F.L. 3d. vol.7. p.153.

- (6) R.F.L. 3d. vol. 11. p. 418.
 (7) R.F.L. 3d. vol. 44. p. 95.

〔三〕 アルバータ州

① Bhatthal v. Bhatthal (一九九〇) 事件⁽¹⁾

この事件において、夫婦は一九六六年にインドで婚姻し、一九八六年に別居した。婚姻後、夫は教師をしていた妻を強制的に退職させ、共にカナダに移った。カナダにおいて、彼女はお針子および警備員として職を得た。夫はブリティッシュ・コロンビア州で、夫婦の主たる財産である住居の分配および売却のための行動を開始していた。婚姻中、夫は妻の蓄積した多くの財産を浪費していた。妻は最近、月に一・五四〇ドル、夫は一・二七五ドルの収入がある。彼等の間の対話は失われ、妻は、夫が彼女および一人の子を遺棄してインドに帰るにちがいないと信じた。そこで、妻は彼女および子の扶養料の一括払いを請求した。

裁判所はこれに対し、妻および子のための扶養料として、それぞれ一五・〇〇〇ドルの一括払いを命じ、次のように判断している。すなわち、妻はカナダに渡るよう強制され、さらに夫によって彼女の財産を浪費されたことにより、経済的な不利益を蒙つた。したがって、彼女は扶養料を請求する権利がある。夫婦間のきびしさおよび夫が家族を遺棄するにちがいないという事実を考えるとき、夫は妻および子の扶養料として一括払いをし、さらに婚姻住居について夫の有する権利により扶養料を支払うよう命じるのが適切であったという。

② Zielke v. Zielke (一九八二) 事件⁽²⁾

この事件において、夫婦は一九七四年に婚姻した。夫は妻と先夫の間の子を養子にした。その後、一九七九年に別居した。離婚手続において、夫は子の扶養のため、公益信託受託者（Public Trustee）に一〇・〇〇〇ドルを一括して支払うよう命じられたので、控訴した。

裁判所はこれに対し、原判決を変更し、次のように判断している。すなわち、一括払いが適切であつたかどうかを判断するについて、主として考へるべきことは、子の福祉であった。しかしながら、支払いをする親への影響は無視されではならない。一方の親から多額の金銭を奪うことが、生活費を稼ぐ彼の力を損うことになれば、このような方法をとるべきではない。扶養料の一括払いの命令は、一方で多額の金銭の支払いを命じると同時に、その支払いを確保するための方法を命じることはできない。夫は月に一〇〇ドル支払うよう命じられ、その支払いは夫の土地によつて保証された。土地を売却するとき、一〇・〇〇〇ドルの支払命令がそれにとつて代つた。支払いがすんだとき、一〇・〇〇〇ドルとの差額は夫に支払われるべきであつたという。

さきにみた①では夫の行動が問題の焦点となろう。インドからカナダに渡るため、夫は妻を強制して退職させ、さらに妻の財産を浪費し、夫婦財産である住居まで売却処分しようとする。すでに婚姻関係は破綻している。このような場合、妻からみれば、夫が住居を売却した代金をもち、妻子を捨ててインドに帰るかも知れないと疑うのももつともであろう。当初に指摘されたとおり、扶養料の一括払いの目的が子の扶養料を準備するため、しかも主として子の福祉を考慮すべきものとされ、それが支払いをする側に不当に不利益を及ぼしてはいけないとされる。これらの要請は当面の場合、そのまま当てはまると考えられる。夫は妻の側の疑惑をふり払うためにも、裁判所の命令を忠実に実行に移すべきであろう。

また、②についてみれば、原審が夫に対し、子の扶養のため公益信託に一〇・〇〇〇ドルを支払うよう命じた

が、その目的は子を受益者として月々の扶養料をそれによつて支払わせることにあつたと思われる。子の福祉という点からみれば、正に適切な処置かも知れないが、信託を設定されられる夫の立場からすると、裁判所がいうように、夫から多額の金銭を一度に奪うに等しい。一括払いに代わる月一〇〇ドルの扶養料の支払いは夫の土地によつて保証されるというが、夫は自分の土地を誰れかに賃貸し、地代をとつており、そこから子の扶養料一〇〇ドルを支出しているのであろうか。だが、結局、夫が土地を売却するときは、売却代金より子の扶養料の一括払いとして一〇・〇〇〇ドルを支出せることになるが、それが夫の力を損なうことになれば、許されることではあるまへ。

- (1) R.F.L.3d. vol.28. p.152.
- (2) R.F.L.2d. vol.30. p.113.

三 マリーベ州

① Barr v.Barr (一九九〇) 事件⁽¹⁾

この事件において、夫婦は子が出生前に別居した。子は母の許にいる。夫は一九八七年七月以来、自発的に月三〇〇ドルの扶養料を支払っていた。彼は一九八八年に七五・〇〇〇ドル、一九八九年には一〇〇・〇〇〇ドルの収入があつた。妻は年に四〇・〇〇〇ドルを稼いでいる。彼等が別居以前、月四八〇ドル、二寝室のアパートに住んでいた。別居後、妻は月九八四ドルを支払つて住居を購入した。彼女は離婚手続において、子の扶養料として月に一・五四九ドルを請求した。

裁判所はこれに対し、夫に子の扶養料として月に一・一〇〇ドルおよび一括払いとして三・六七五ドルの支払いを命じ、次のように判断している。すなわち、子の扶養料を算定するに当り、裁判所は毎月必要とされる子の扶養料を両親に、彼等の収入に応じて配分すべきである。彼等各自の収入を基礎にし、夫は子の扶養料の三分の二を負担すべきであり、妻は三分の一とされる。子のための合理的な扶養料は、月に一・一〇〇ドルである。したがつて、夫の毎の負担は七三四ドルになる。また、夫は過去に充分に支払っておらず、それを償うために一括払いをすべきであるという。

② Gray v.Gray (一九九一) 事件⁽²⁾

この事件において、父は一九七六年に妻子を遺棄した。三人の子は現在、二三才、二三才、二〇才であり、彼等の父と交流はなく、それを見んでもいいない。父は一九九〇年十一月にロット (Lotto—組み合わせカード・ゲーム) で一・一〇〇・〇〇〇ドルを当てた。母は子の養育のために借金をしており、二人の男子は医師を希望している。一人は母と同居して大学に通い、もう一人は他州の大学で、いずれも学生ローンを得ている。一人娘は健康に問題があり、通学せず、パートで働いている。

母は子の扶養料の一括払いおよび定期的な支払いを請求した。

裁判所はこれに対し、妻の両請求を認め、次のように判断している。すなわち、一九八五年の離婚法第二条一項のもとで、子は親の監護から抜け出せないとき、年令に関係なく扶養料を請求する権利がある。母と子の経済的な困難は理解できる。一人の息子はフルタイムで通学し、満足のいく成果を得ている。彼等は大学卒業の学位を取得するまで扶養料を請求することができた。娘は扶養料は請求できないが、再び通学するならば、請求することができよう。夫は娘の医学的治療の費用および妻の借金について援助すべきであった。夫には過去の費用を

援助するため扶養料の一括払いを命じるが、将来の扶養料の一括払いは命じない。息子は学校に留まる限り、扶養料の支払いをうける権利があり、彼等のニーズを処理する最善の方法は、定期的な扶養料の支払いであったという。

さきにみた①では、子のための合理的な扶養料の額が月一・一〇〇ドルと算定された。一九八九年の夫婦それぞれの収入は、夫が一〇〇・〇〇〇ドル、妻が四〇・〇〇〇ドルである。これを二対一の割合で分配すれば、夫が三分の二で七三四ドル、妻が三分の一で三六六ドルということになる。判決後に夫が支払うべき額が七三四ドルとなるが、それ以前に夫が現実に支払っていたのは月に三〇〇ドルであり、差額は月に四三四ドルとなり、過去の不足分として、三・六七五ドルの一括払いを命じたことになる。

また、②ではまず三人の子の年令が問題となる。三人とも一〇才以上であるが、裁判所も認定するように、いぜんとして大学で勉学を続けている限り、いわゆる「婚姻による子」として、親に扶養義務がある。夫は一九七六年に妻子を遺棄して以来、約十六年間、扶養料を全く支払っていない。だが、妻子にとつて幸にも、夫が大金を射止めている。夫が過去に支払つていなかつた子の扶養料をここで一括して支払うことは問題なく可能と思われる。しかも、それが子の福祉に合致することも否定できない。問題は扶養料の一括払いは原則として将来を指向すべきものとされる。この点からすれば、過去に未払いの扶養料を夫に一時に全額支払わせることが夫に不当に不利益を及ぼすならば、許されまい。しかし、夫が手にした金額からすれば、未払いの扶養料をここで完済させることは、夫にとって不利益どころか、かえつて幸運をもたらすものと考えてよからう。

③ Hull v Hull (一九八一) 事件⁽³⁾

この事件において、夫は妻に月四・〇〇〇ドルの扶養料、一〇〇・六九五ドルの扶養料の一括払いおよび費用

三一七・五〇〇ドルを子のために公益信託受託者 (public trustee) に支払うよう命じられた。その上、妻は夫婦財産の平等な分割、婚姻住居の占有を与えられた。しかたがつて、夫は妻に六二八・一九六ドルおよび月四・〇〇ドルの定期的な扶養料を支払うよう要求されたので、控訴した。

裁判所はこれに対し、控訴の一部を認容し、次のように判断している。すなわち、子の利益のための信託基金 (trust fund) の創設は、子の扶養料を支払うべき両親の共同の義務を表示するものとして不適切であつた。したがつて、」の規定は取り消され、夫は子に月三五〇ドル支払うべきである。夫婦財産の平等な分割は、全体として不公平でも法外でもなく、不平衡でもなかつたから、容認されるという。

」では、夫が実質的な財産および金銭を所有しているという理由のみで、扶養料の支払命令が与えられるべきではないとする考え方をうけ入れることを示している。原審では扶養料の一括払い一〇〇・六五ドルおよび基本となる定期的な扶養料として月四・〇〇〇ドルの支払いが命じられたが、」のようなニーズが存在することを示すものは何もなかつた。余りにも極端な命令であることは明白と思われる。扶養料の一括払いの請求を斥け、定期的な扶養料の額も削減されたが、妥当な判断といわなければならない。

- (1) R.F.L. 3d. vol. 28. p. 403.
- (2) R.F.L. 3d. vol. 39. p. 127.
- (3) R.F.L. 2d. vol. 22. p. 409.

四 サスカチエワン州

① Lee v. Lee (一八八三) 事件⁽¹⁾

この事件において、夫婦は一九六六年にオンタリオで婚姻し、十四年後の一九八〇年に別居した。妻は婚姻に当つて夫婦の共同口座に五・〇〇〇ドル（現金および証券）を持ち込んだが、これは夫婦がオンタリオに住居を購入するのに使用された。一九七七年に夫は彼の母よりサスカチエワンの農場の四分の一を相続した。一九七九年に夫婦は当初の住居を売却し、農場から二十五マイルの距離にある住居を購入した。夫は土地を耕作し、妻はある事務所の仕事を得た。離婚手続において、妻は家族財産の分割を請求し、夫は彼が監護していた八才と九才の二人の子の扶養料および子と妻の面接を制限する命令を請求した。

裁判所はこれに対し、農場を含む家族財産一〇一・一二五〇ドルを平等に分割し、妻には四〇・六六七ドルの一括払いと子のための扶養料の支払いを命じ、次のように判断している。すなわち、妻は定期的な扶養料を支払うに充分な収入を得ていないし、将来にそれを期待することはほとんど不可能であるから、子が十八才に達するまでに必要な全扶養料（現在の価額にして九〇・五九五ドル）の約二分の一を一括して支払うよう命じるという。とともに、子のための扶養料の一括払いを認めるについては、当初に指摘されたとおり、主として子の福祉を考慮しなければならないし、さらに支払いが不当に親に不利益を及ぼすことがあってはならない。ここでは夫婦の財産として、夫が母より相続した農場および夫婦が共同で購入した婚姻住居がある。これらを合計したのが一〇一・二五〇ドルになる。ところで、八才と九才の二人の子が十八才に達するまでに約十年を必要とする。その間の扶養料をどうするかが当面の問題である。現在の時点では計算すれば九〇・五九五ドルという金額になる。こ

れを直ちに妻に負担させるとすれば、家族財産の半分、五〇・六二五ドルをはるかに上回り、妻がこれを支払うこととは不可能と考えられ、妻に一方的に不利益を及ぼす結果になる。このような不都合を避けるにはどうすればよいか。妻はある事務所に職を得てはいるから、彼女一人の生活を維持することはできよう。彼女が得た家族財産の半分より少額の四〇・六六七ドルを子のための将来の扶養料として支払わせることにより、彼女の手許に少しでもまとまつた金銭を残すように配慮したとみてよいのではなかろうか。

(2) *McPhee v. McPhee* (一九八八) 事件

この事件において、五十五才の夫は一九八四年に農業を放棄し、土地を年一六・〇〇〇ドルで過去二年間賃貸している。それ以来、彼は働いていない。これとは別に、約四〇・〇〇〇ドルの預金がある。彼は商業美術に関する学位をもつているが、その分野で働いたことはない。彼は仕事を見付るべく努力したというが、眞面目にそうしたとは考えられない。家族財産の分割により、土地の半分が妻に譲渡されたとしても、彼は働くことなく年に八・〇〇〇ドルの収入をいぜんとして得ることになる。一方、妻は彼女の毎月の支出が二・〇〇〇ドルを越える。彼女は野心的であり、十五才、十四才、十三才の三人の子があり、彼女の支出の四分の三を必要とする。子のための支出は月一・五八二ドル、子一人について五一七ドルという。夫は仕事が見付けられなければ、これを支払うことができない。子が十八才に達するまで、各自に月二〇〇ドルを支払うには合計一八・八〇〇ドルを必要とする。そこで、裁判所は定期的な扶養料なしで、二八・八〇〇ドルの一括払いを命じている。

ここでは、三人の子はそれぞれ十八才に達するまでに三年、四年、五年の月日を必要とする。離婚後に夫が八・〇〇〇ドルの賃料収入しかないとすれば、三人の子に必要とされる七・一〇〇ドルを差引きば、八〇〇ドルしか夫の手許に残らないことになる。裁判所はここで夫の所有する四〇・〇〇〇ドルの預金に注目し、今後、夫に

毎月一人二〇〇ドルずつ子の扶養料を支払わせるよりも、年下の子が十八才に達するまでの費用を合計すれば二八・八〇〇ドルとなるので、これを前記の夫の預金により一括払いさせるのが子の福祉に合致し、夫に不当な損害を及ぼすこともないと判断したものと思われる。

③ Weist v. Weist（一九九二）事件⁽³⁾

この事件において、一九八三年に当事者が知り合い、一九八四年に子が出生した。夫はその後、他女と婚姻し、子が一人ある。労働者である夫（冬になるたびに仕事を解雇される）は仕事をしているときは、月に二・〇〇〇ドルの収入を得ており、解雇されているときは月に一・〇〇〇ドルの失業保険金を得ている。一九九一年二月、妻は約七年間にわたる未払いの子の扶養料を請求し、月に四〇〇ドルおよび遡及的に二三一・〇〇〇ドルの一括払いの判決を得たので、夫が控訴した。

裁判所はこれに対し、扶養料支払命令を減額し、次のように判断している。すなわち、原審は父の支払能力を適切に考慮しなかった。彼の妻および彼等の子に対する彼の義務に照らせば、とくにそうである。遡及的な扶養料とされた一括払いは、具体的な事情のもとで高額にすぎ、子が成年に達するまで父が定期的な扶養料を支払うこととは合理的に期待できなかつた。彼は月に四〇〇ドルを支払うことしかできないし、これには一括払いの寄与も含んでいる。したがつて、定期的な支払いは月に三〇〇ドル、一括払いの扶養料は一〇・〇〇〇ドルに減額さるべきだという。

ここでは、労働者である夫の収入が年間を通じてきわめて不安定である点が大きな問題であろう。仕事の内容が季節に関係しており、冬には解雇されて仕事を失い、このような状況のもとでは、月一・〇〇〇ドルの収入しか期待できない。原審はこのような夫の経済状況について判断を誤ったのか、もともと充分な調査をしなかつた

のか、いずれかであろう。子が成年に達するまで、あと十数年ある。ソレに夫が子の扶養料を継続して支払えるよう、適切な方法を考えなければならない。冬には月二・〇〇〇ドルの収入しかないから、子の扶養料に四〇〇ドル支払えるかも知れないが、冬には収入が半減する。そこから四〇〇ドルの支出が夫にとって可能かどうか。それによつて彼自身の生活が成り立たなければ問題である。裁判所の判断によれば、それは合理的に期待できないことであつ。四〇〇ドルが三〇〇ドルに減額された理由も理解できる。なお、一括払い一一一・〇〇〇ドルから一〇〇〇〇ドルへと大幅に減額されたが、これを裏付ける説明も資料もないので、当否を判断することができない。

- (1) R.F.L.2d. vol.33. p.173.
- (2) R.F.L.3d. vol.14. p.18.
- (3) R.F.L.3d. vol.34. p.171.

五 オンタリオ州

① Dimitry v. Dimitry (一九九〇) 事件⁽¹⁾

この事件において、妻の請求にもとづいて六四・〇〇〇ドルの家族財産を平等に分割しながら、夫の妻に対する子の扶養料の一括払いの請求を拒否する原判決に対して夫が控訴した。

裁判所はこれに対し、一括払いを容認して次のように判断している。すなわち、原審は扶養料の一括払いといふことに心を向けていなかつた。妻に支払能力のないことを基礎にして、定期的な支払いの方に傾いていた。しかし、婚姻住居を売却する」とにより、その代金のうち妻の取り分となる三三一・〇〇〇ドルから一括払いさせる

のに適切な事例である。原審の面前にある唯一の証拠によれば、一括払いとして適切な金額は一〇・〇〇〇ドルと考えられる。われわれはこれを受け入れ、夫の控訴を容認するという。

ここでは、具体的な事情から考えて、一括払いを認めるのに支障は見当らない。ただ、妻には毎月定期的に子の扶養料を支払うに足る収入があるため、原審はとにかく定期的な支払いが可能である事情を重視したらしく、その結果、扶養料の一括払いを不要と認めたのである。家族財産の分割により、双方が三一・〇〇〇ドルずつ取得することになる。妻はこれに手をつけず、従来どおりの定期的な支払いを続けたいとするのに対し、夫は分割によつて妻の取得する金額のなかから将来の子の扶養料として、この際にまとめて支払いをうけたいと考えたものと思われる。一括払いを斥ける原審の判断はくつがえされたが、これによつて妻がとくに不利な立場におかれることはないとちがいない。

② Glazier v. Glazier (一九九二) 事件⁽²⁾

この事件において、夫婦は一九六六年に婚姻し、一九八九年一月に別居した。婚姻のとき、夫は歯学生であり、妻は一九七〇年に子が出生するまでフルタイムで働いた。その後、夫はほとんどの時間をゴルフと乗馬で過ごし、その結果、彼の収入は最高でも六九・九〇〇ドルしかなく、銀行から借金を重ねた。一方、妻は夫の収入を正確に知らないが、借金の事實を知り、彼女の賃金などをすべて家計に支出した。別居後、夫は二人の友人と共に四七五・〇〇〇ドルの住居を購入した。時の経過と共に、夫はその住居に要する費用のほとんどを負担することになつた。他方、フルタイムの仕事を失つた妻はパートしかできない。一九九〇年三月以降、夫は扶養料を全く支払わない。妻は彼女自身および子を扶養するため、相続した元本を消費している。夫が離婚、家族財産の分割などを請求した。妻も反訴で離婚を求め、彼女および子の扶養料を支払い、家族財産を彼女に有利に分割するよう

主張した。

裁判所はこれに対し、夫に妻および子の扶養料の支払いを命じ、妻には住居を確保し、子の扶養料について次のように判断している。すなわち、夫の収入は六〇・〇〇〇ドルを越えることはない。夫が彼の趣味および新しい住居のために支出する費用は高額なものである。このような事情のもとで、夫は子の扶養料として月に五〇〇ドルを支払うべきである。夫が毎月の扶養料を支払わない危険性があるときは、扶養料の一括払いを命じることができると、それに代わる合理的な手段が存在する限り、一括払いを命じることはないという。

ここでは、婚姻当初、夫はまだ大学で歯科医になるべく勉強中であつたため、妻は家計を支えるべく、フルタイムで働いていた。しかし、夫が歯科医として稼ぎ出したことで家庭の事情が一変した。夫は相当な収入を得ながら、彼の個人的な趣味に無駄な出費を重ねていく。この間、ある程度は妻子のための扶養料を負担していたのかどうか、詳しい事情はわからないが、一九九〇年三月以降は全く支払っていないとされることからみれば、少しは負担していたのであろうか。いずれにしても、夫は子のための扶養料を満足に支払っていないのが実情とみてよい。それを確保する方法を考えなければならないが、夫の収入や高価な買い物などからみて、彼に毎月の扶養料を負担させることは一応可能であろう。さらにもう一つの方法として、彼の未払いの扶養料——一九九〇年三月以降はもとより、それ以前の分も含めて——一括して支払わせることも必要であろう。だが、裁判所は子の扶養料として月五〇〇〇ドルの支払いを命じるのみで、一括払いは認めていない。毎月の扶養料を支払わない危険性はないというのがその理由である。だが、ここで必要とされる一括払いは、過去に未払いの扶養料を問題にするものであり、裁判所はこの点で重要な問題を未解決のまま残したことになろう。

(3) De Acetis v. De Acetis (一九九一) 事件⁽³⁾

この事件において、夫婦は一九六五年に婚姻し、二十三才と十八才の二人の子がいる。妻はフルタイム、子はパートで働いている。夫は妻子のための扶養料を支払わない。それどころか、夫は彼の土地の名義を一九八九年

に兄に移し、この土地は兄と共同保有であると主張する。しかも、二人の間で合意し、兄は分割されるまで使用する権利があり、ついで半分を兄に譲渡するという。他方、詳しい事情はわからないが、裁判所による売却命令にもかかわらず、夫は婚姻住居を売却する合理的な手段を全くとらず、無償でそこに居住している。夫はまた一九八八年九月に妹にローンの償還と称して一〇・〇〇〇ドルを支払ったが、ローンについて明白な証拠はなかった。妻は離婚、子の扶養料の未払額三六・〇〇〇ドルの一括払いおよび婚姻住居の分割を請求した。

裁判所はこれに対し、夫の過去の行動からみて、妻が子の扶養料を受け取ることができる唯一の方法は、一〇五・〇〇〇ドルと評価される婚姻住居を売却し、売却代金を平等に分割すれば、夫の取り分は一〇二・五〇〇ドルとなる。子の年令、ニーズ、両親および子の資産を考慮するとき、夫は一一・六〇〇ドル（月六〇〇ドルとして三年分）を一括して妻に支払うべきであるという。

④ Fletchher v. Fletchher (一九九二) 事件⁽⁴⁾

この事件において、夫婦は離婚判決を得たが、多くの関連する問題が未解決のままで裁判所に係属中であった。審理前および審理中、夫は裁判所の命令にもかかわらず、充分な財産状況の開示をしなかつた。彼は快適な生活をしながら、十六才の娘の扶養料を支払うことができないと主張する。夫の純財産は二七・四二二ドル、妻のそれは二四・〇一四ドルである。夫は別居後、子の扶養料を支払わず、二七・〇〇〇ドルの未払額が残つている。婚姻住居を売却した代金のうち、夫の取り分二〇・七五〇ドルは信託とされている。子の監護・面接、妻の扶養料問題は解決された。妻は家族財産の分割および子の扶養料の一括払いを請求した。

裁判所はこれに対し、家族財産の売却代金を平等に分割し、子の扶養料の一括払いを認め、次のように判断している。すなわち、妻は子の扶養料として月に四二五ドル支出ししている。子を今後六年間扶養するため、さらに付附加的な費用として三一・八〇〇ドルが必要である。ところで、夫の支払能力は正確に評価できない。なぜならば、財産の内容が開示されていないからである。彼は責任を回避しており、証拠は信用できない。さらに、彼の生活様式は彼の主張を支持していない。彼は扶養料を支払えないし、収入もない。彼の無責任な行動を見るとき、定期的な支払いを命じたり、財産の開示を命じてもそれに敬意を払うとは思えない。信託とされている金銭は、少なくとも過去の夫の扶養義務を満足させるために直ちに使用されることができる財源であった。したがって、子の扶養料の一括払いとして彼女に移されるべきであるという。

さきにみた③では、専ら子のための扶養料月六〇〇ドルの三年分の未払額の支払いが問題となつてゐる。これまでの夫の行動からみると、彼が所有する家屋の権利について詐欺的な言動を示すと共に、おそらく存在しないと思われる妹のローンの償還として一〇・〇〇〇ドルを払いながら、子の扶養料は全く見向きもしない。子の扶養料は毎月定期的に支払われるのが原則ではあるけれども、夫に定期的な支払いを期待することはとても無理と思われる。このような事情のもとでは、夫の所有する資産により一括して支払わせるのが最善の方法であろう。幸にも現実に夫の所有に属すると考えられる婚姻住居が二〇五・〇〇〇ドルと評価されており、それを売却して夫婦に平等に分割し、夫の取り分から未払いの子のための扶養料二一・六〇〇ドルは充分に支払わることが可能と考えられる。

また、④でも夫の不信な態度が問題になる。自分は快適な生活をしながら、裁判所の命令に反して財産状況を開示せず、娘の扶養料も支払わない。支払えないのではなく、充分な資産を有しながら支払わない。このようない

場合、夫に子のための定期的な扶養料の支払いを求めて、履行を期待することはできない。むしろ、なんらかの方法で一括払いさせることができれば、それが最善の方法であろう。現に夫は婚姻住居の売却代金のうち、彼の取り分二〇・七五〇ドルを信託としている。子の扶養料として今後六年間に三一・八〇〇ドルが必要と計算される。それらの需要をすべて満足させることはできないが、まず未払分の回収として、信託されている財産を充てることができる。裁判所はまずそれに着目したのももつともと思われる。それでもなお、未払分一〇・〇〇〇ドルが残る計算になる。これについて裁判所が何も答えていないのが疑問として残される。

(5) *Binczak v. Binczak* (一九九二) 事件⁽⁵⁾

この事件において、夫婦は一九七一年に婚姻し、一九八八年に妻は婚姻住居を出て別居した。それ以降、夫と子は引続いて同住居に留まっている。夫は残業も含め、年に四五・〇〇〇ドルを得てている。一方、妻はアルコール中毒で最低水準の生活をしている。妻は婚姻住居について、借金を控除して二四・二七五ドルの権利を有している。また、夫は妻に対し、家族財産の平等化のため九・四九〇ドルを支払う義務を負っている。妻は別居後、子の扶養について全く貢献していないかった。そこで、夫は子の扶養料の一括払いとして、妻が住居についてもつてている権利を彼に移すよう請求した。

裁判所はこれに対し、夫に婚姻住居の占有を認め、扶養料の一括払いについての夫の請求を棄却した。また、妻に対し、夫が彼女に負っている平等化の義務を免除するよう命じ、次のように判断している。すなわち、子は扶養をうける必要があるが、妻は定期的な支払いをすることができない。扶養料の一括払いの命令はまれであり、原則に従つて与えられるべきである。子の扶養料の一括払いのために、住居について妻が有している権利を夫に移すことは、妻から彼女の唯一の財産を奪う結果となるので、これは認められない。したがつて、適切な命令は、

最年少の子が「婚姻による子」でなくなるまで、夫に住居の長期的な占有を与え、妻は夫が当面の子の費用の支払いに当てるため、夫による平等化の支払いを免除すべきだという。

ここでは、夫がこれまで単独で負担してきた子のための扶養料について、妻に対し、未払額を一括して支払うよう請求する。請求をうけた妻は夫と共有する住居について二四・二七三三ドルの権利を有しているが、これ以外に財産はなく、彼女自身、アルコール中毒の状況にある。客観的にみても子の扶養料を支払うことはできない。そこで夫が考えたのが、妻が住居について有している権利と彼女の未払金を相殺するという方法であろう。これが認められれば、妻の扶養料未払いの問題は解消する。しかし、その結果、妻が唯一の財産を失う結果となる。裁判所がこのような不合理な不合理な結果を招来するわけにはいかない。そこで、これに代わる方法が考えられた。それによれば、未払金の一括払いをしない代りに、妻が夫に対して請求できる四九〇ドルを放棄し、夫がそれを扶養料に当てるinoxを認めさせようとする。未払金の額が明らかではないが、多分、これによつて夫婦双方にとつて納得のいく結果が招来されるのではないかろうか。

⑥ Mac Neal v. Mac Neal（一九九三）事件⁽⁶⁾

この事件において、夫婦は二十三年間の婚姻生活ののち、一九九一年に別居した。夫は婚姻中、堅実に労働に従事しながら、別居後は一九九二年の裁判所の命令にもかかわらず、妻および二人の子のための扶養料を支払わなかつた。彼は母より相続した婚姻住居を含む土地を所有し、年収は四八・四〇〇ドルである。他方、妻は二人の子を養育するため約十年間仕事を離れていたが、一九七九年にハウスクリーニングの仕事を始め、月に四八〇ドルの収入があるが、別居後は経済状態および婚姻の破綻によるストレスで充分に働けない。月に二・二六〇ドル不足する。妻は彼女および二人の子のため、別居の日に遡り、月に一・五〇〇ドルの支払いおよび家族財産の

平等な分割を請求した。

裁判所はこれに対し、夫に一・五〇〇ドルの扶養料、さらに遡及的な一括払いとして四・五〇〇ドルおよび家族財産の平等化として五一・〇〇〇ドルの支払いを命じ、次のように判断している。すなわち、妻が月に一・五〇〇ドルを請求するのは彼女のニーズとして合理的であるし、夫はそれを支払うことができる。すべて扶養料の支払いは、妻の利益のためになされるべきだという。

ここでは、一九九二年の命令にもかかわらず、夫は妻子のための扶養料を支払つてこなかつた。彼の年収を含む経済状況からみて、支払うことができないとか、困難であるのではなく、充分に支払えるだけの経済力を有しながら、自分の妻子に対する扶養義務を全く履行していない。彼は妻に対し、彼女が自らの収入を最大限に利用していいとか、より多くのクリーニングの仕事を得るか、他の仕事を探すべきだと注文をつけているが、自分は責任を棚の上にあげた論外の言とすべきであろう。妻が家族財産の平等化によつて入手する五一・〇〇〇ドルは扶養料とは別個の問題に属している。このようにみてくれば、夫に対し妻に四・五〇〇ドルの一括払いを命じた裁判所の判断は当を得たものと思われる。

(7) Hess v. Hess (一九九四) 事件⁽⁷⁾

この事件において、夫婦は二十三年間の婚姻生活のうち別居した。子が二人いる。ときどき、夫の母は夫婦の共同勘定に金銭を払い込んでいた。別居後、妻は年に約四〇・〇〇〇ドルの収入を得ていた。夫は自分の会社を設立したが、一九九三年に一四・〇〇〇ドルを稼いだにすぎないという。夫の母は一九九一年に死亡し、夫は三〇〇・〇〇〇ドルの価値のある不動産を相続した。審理に当り、不動産による基金の大部分はまだ分配されていないことが判つた。妻は離婚、子の監護、彼女と子の扶養料および家族財産の平等な分配を請求した。

離婚後の子の扶養料の一括払い

裁判所はこれに対し、妻に子の監護を認め、彼女のための扶養料請求は斥け、月に一・七〇〇ドルの子の扶養料および二四・七〇〇ドルの遡及的な子の扶養料の一括払いを認め、家族財産を平等に分割し、次のように判断している。すなわち、妻はフルタイムの仕事を得たから、扶養料をうける資格はない。しかし、夫は一九九三年に五〇・〇〇〇ドルの収入を得ながら、彼の子の扶養義務が決定されるまで彼の収入を減少させようとした慎重に行動したり、それを彼の会社に再投資しようとした、一四・〇〇〇ドルという低額を主張している。いずれの場合も、子はそれによつて不利益な立場におかれるべきではない。したがつて、五〇・〇〇〇ドルは夫の企業からの収入として、彼に帰属されるべきである。また、三〇〇・〇〇〇ドルという不動産の元本からの一五・〇〇〇ドルは彼の一年間の労働収入に加えられるべきである。したがつて、年に二〇・四〇〇ドル、月に一・七〇〇ドルの子の扶養料は、本件の事情のもとで妥当である。夫は遡及的な扶養料の一括払いとして二四・七〇〇ドルを追加して支払うべきだといふ。

◎ Melitzer v. Melitzer (一九八八) 事件(8)

この事件において、一九八六年十月に夫婦が別居したのち、妻と二人の子（十二才と十一才）は婚姻住居に留まっていた。住居の価格は一〇八・〇〇〇ドルであるが、三・〇〇〇ドルの抵当に入つており、別居後は妻が債務を支払っている。夫は年に三〇・〇〇〇ドルの収入を得ているが、以前の命令のもとで子の扶養料について多額の未払いがある。妻は住居について夫の有する権利を彼女に与えることにより、子の扶養料の一括払いを請求した。

裁判所はこれに対し、住居を一時的に妻に与え、夫は子の扶養料として月に五五〇ドル支払うよう命じ、次のように判断している。すなわち、子の扶養料は子を養育するために進行する毎日毎日の費用を支給することを目

的としている。一括払いは、支払者が定期的な支払いをしそうもないとき、主要な費用に当てるため、または扶養料の前払いとして支給するために命じられることができる。扶養料の一括払いはまた、他方の親が子に対する彼または彼女の義務を果さないとき、監護親に返済するのに適していよう。しかし、当面の場合、夫は引き続き月に五五〇ドルを子の扶養料として支払うべきであるといふ。

さきにみた⑦では、妻は年に四〇・〇〇〇ドルの収入があるから、彼女自身の扶養料を考える必要は存在しない。問題は子のための扶養料をどうするか。夫は自分の収入をきわめて低く主張し、扶養料の支払いを可能な限り免れようとする。このような夫の態度からみて、裁判所が彼の収入を五〇・〇〇〇ドルと認めたのは当を得ていよう。不動産からの一五・〇〇〇ドルの収入をこれに加えると、夫の年収は六五・〇〇〇ドルとなる。こゝから子の扶養料として月に一・七〇〇ドル、一年に二〇・四〇〇ドルを支払うことになるが、そのことが彼の生活をおびやかすとは思えない。他方で彼には母より相続した三〇〇・〇〇〇ドルの不動産がある。これを夫婦で平等に分割すれば、各自の取り分は一五〇・〇〇〇ドルとなる。夫の未払いの扶養料二四・七〇〇ドルはこゝから充分に支払うことができるよう。

また、⑧では、裁判所は扶養料の一括払いについて、二つの場合があることを明示している。一つは将来の扶養料を現在の時点で前払いするという意味での一括払いであり、もう一つは扶養義務を負う一方の親がその義務を果さず、扶養料の支払いが滞っているとき、いわば未払いの扶養料の一括払いがこれに当る。このような判断のもとで、裁判所は一〇八・〇〇〇ドルの家屋を妻に与え、夫にはこれにより未払いの扶養料の一括払いをさせた。未払いの金額が明白でないが、右によつて充分に支払いが可能なものと考えられる。

- (2) R.F.L.3d. vol.36. p.84.
- (3) R.F.L.3d. vol.33. p.372.
- (4) R.F.L.4th. vol.1. p.117.
- (5) R.F.L.3d. vol.44. p.122.
- (6) R.F.L.3d. vol.50. p.235.
- (7) R.F.L.4th. vol.2. p.22.
- (8) R.F.L.3d. vol.17. p.349.

III ねむに

夫婦が離婚する場合、彼等の間に大学で勉学中の子を含む「婚姻による子」があるとき、これらの子のための扶養料の支払いをどうするか、決定しておく必要がある。一般的には毎年、毎月または毎週というように、定期的にいくら支払うか、その金額を定めておく。しかも、前払いを原則とする。この点からみる限り、本稿で検討した一括払いの方法は、あくまでも例外的な処置といわなければならない。つまり、子のための扶養料は定期的な支払いを期待するのが本筋であるが、具体的な事情でそれぞれがむつかしいとき、支払う側にまとまと元本または資産があれば、そこから一括して支払うことなどを認める。これにより、支払う側の債務不履行を生じる恐れはなくなるし、支払いを受ける子の福祉を充分に確保することができる。まさに一挙両得の状況といえよう。しかし、この方法も、支払う側にそれに当て得るだけの元本ないし資産がなければ不可能と考えられる。

本稿では五つの州について二十二件の事例を参照したが、そのうち七件では、子の扶養料の一括払いの請求は認められていない。その理由を具体的にみれば次のとおりである。

- ① 子は学校に行う間、定期的な扶養料をうける権利を有しているが、夫婦が別居していなくとも、子のために大学教育を与えることはもともと不可能であつたこと
- ② 離婚法のもとで、裁判所は遡及的に子の扶養料の支払いを命じる権限を与えていないこと
- ③ 夫が労働不可能であつたという事実に照らせば、年長の二人の子のための扶養料の一括払いは不適切であつたこと
- ④ 一方の親から多額の金銭を奪うことが生活費を稼ぐ彼の力を損なうことになれば、このような一括払いの方法はとるべきでないこと
- ⑤ 夫が実質的な財産および金銭を所有しているという理由のみで、扶養料の一括払いを命ぜられるべきではないこと
- ⑥ 夫が毎月の扶養料を支払えない危険性があるときは、扶養料の一括払いを命じることができるが、それには代わる合理的な手段がある限り、一括払いを命じることはないこと
- ⑦ 扶養料の一括払いのために、住居について妻が有している権利を夫に移すことは、妻の唯一の財産を奪う結果になるので認められないこと

などがその理由とされていた。これらの理由の当否については、すでに論じたとおりである。そして、子の扶養料の一括払いが認められなかつた割合は約三分の一ということになるが、これはあくまでも、参考した数少ない事例の中での割合であり、これを一般的な事情とみてしまうことは許されない。それはそれとして、当初に指摘

したように、子の扶養料の一括払いが妥当かどうかは、個々の具体的な事例の中で主として子の福祉という立場から考慮すべき問題である。そして、一括払いが不当に親の側に不利益を蒙らせることがあつてはならない。双方にとつて一挙両得となる結果を收めることができれば、所期の目的は充分に達成されるにちがいない。